

住民投票制度の論点と考え方

川崎市住民投票制度検討委員会
フォーラム

《これまでに検討してきた論点》
『住民投票制度の論点と考え方』

基本となる **15の論点** の
検討の方向性

+
自治基本条例の規定や解釈
検討委員会での主な意見
他の自治体の状況 など

前提と考えられる論点

1 . 制度の目的

3つの論点

2 . 制度の位置付け

3 . 実施区域

前提と考えられる論点

検討の方向性

1 . 制度の目的

市政に係る重要事項について、
直接、住民の意思を確認する
ことを目的

住民投票制度の意義

住民の意思を市政に示すこと
が可能

議会・市長が政策決定する際
に、住民の意思確認が可能

間接民主制を補完、活性化

前提と考えられる論点

2 . 制度の位置付け

常設型の条例を制定

検討の方向性

住民にとっての
メリットが大きい

前提と考えられる論点

3. 実施区域

川崎市全域が投票の範囲



検討委員会での主な意見

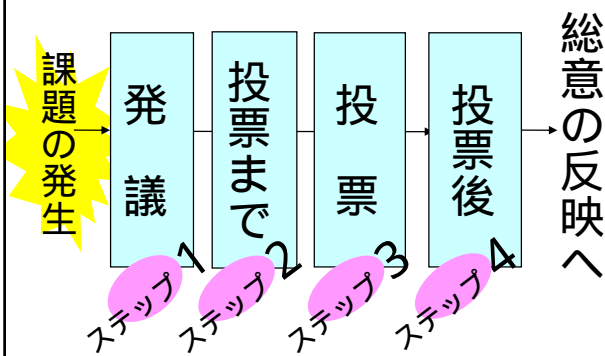
一般の市と同等の人口規模
区行政改革の推進
地域の課題は地域で解決



「**区民投票**」のニーズ高い

区行政改革の進捗状況を踏まえながら
将来的な課題として捉えることが必要

住民投票の流れ



各ステップにおける論点

発議

ステップ1

- (1) 何について投票できるの？
- (2) 設問と選択肢は？
- (3) 誰が発議できるの？
- (4) 発議に必要な署名数は？

(1) 何について投票できるの？

「**市政に係る重要事項**」

ただし、
住民投票になじまない事項は、除外することが必要



検討委員会での主な意見

対象事項の範囲は、
可能な限り広く 捉える

「**市政に係る重要事項**」とは、
個々の事案について**相対的に**
捉えられ、判断すべきもの
具体的な対象事項を列挙する
ことは困難

対象事項から除外することが必要とされる事項

法令で住民投票が規定されている事項
少数の権利に関する事項
直接請求の対象外となっている事項
その他住民投票が適当でないと認められる事項

法令で住民投票が規定されている事項

= 議会の解散請求や市長の解職請求など

他にしくみが用意されている

少数の権利に関する事項

= 個人や団体、特定地域の住民など少数者の権利に関すること

少数を多数で封じ込めることは望ましくない!

直接請求の対象外となっている事項

= 市税や使用料、手数料などに関すること

大局的な見地から判断されるべき

重要な政策判断を伴うものもあり、一律に除外すべきではないとの意見も

その他住民投票が適当でないと認められる事項

対象事項から除外することが望ましい事項をすべて列挙することは難しい

(2) 設問と選択肢は？

基本的に発議者が「設問」を設定

検討の方向性



↓
選択肢は二者択一
で賛否を問う形式

検討委員会での主な意見

内容を容易に理解できる設問
であるべき

発議者の意思を損なわないと
いう観点から、発議者が設定
した設問を基本とすべき

「賛成」 「反対」
とする理由

恣意的な選択肢設定を
避けることが可能

投票結果の解釈に対する
混乱を避けることが可能

(3) 誰が発議できるの？

「住民」「議会」「市長」
が発議できる



住民発議 署名を集めて発議

議会発議 議決に基づき発議

市長発議 単独で発議可能

議会への報告等を
必要とするか？

発議できる人(投票できる人)

満18歳以上で、3か月以上
市内に在住している住民



外国人市民については、



さらに、一定期間引き続き国内
に在留とすることを要件とする
ことが必要

検討委員会での主な意見

住民投票の資格年齢は？



「18歳以上」 or 「16歳以上」

検討委員会での主な意見

若い時期に住民投票に参加することで、市政への関心を高める効果を期待

住民投票が各方面へ与える影響を考慮する必要

検討委員会での主な意見

投票運動が及ぼす影響等も踏まえ

「18歳以上」
とするべき

検討委員会での主な意見

外国人市民の参加資格は？



検討委員会での主な意見

他の自治体の常設型条例では
「永住資格者」等に限定
している事例が多い



永住資格の有無で外国人市民を区別することは、望ましくない

検討委員会での主な意見

外国人の
定住意思の確認方法
必要とされる在留期間
について、一定の整理を行う
必要あり

外国人市民代表者会議 の提言

投票資格者

II

1年以上市内に外国人登録し
ている外国人市民

この考えを尊重する必要あり

(4) 発議に必要な署名数は？

検討の方向性

投票資格者総数のうち、
10万人以上の署名収集が必要

おおむね市人口の
1/10



検討委員会での主な意見

署名数

- ・実際に**収集可能**であること
- ・**濫用を防止**できる数値であること
- ・同じ政令市の広島市を参考に
1/10程度が望ましい

署名簿

一定期間の縦覧が必要

各ステップにおける論点

投票まで

ステップ2

(1) 提供される情報は？

(2) 住民はどんな
運動ができるの？

(3) 誰が投票できるの？

(1) 提供される情報は？

検討の方向性

対象事案に関する資料で
公開可能なものを縦覧

公開討論会、シンポジウム
等を開催することが可能



検討委員会での主な意見

情報提供

投票を行うためには十分な情報
が不可欠

市長には、公平性、中立性に十分留意して、積極的に情報を公開する責務あり

検討委員会での主な意見

討論の場の提供

市民討論会等における
様々な主張・活発な議論
対象事案に対する
理解の深まり期待

(2) 住民はどんな運動ができるの？

買収・脅迫
など

検討の方向性

自由な意思が拘束
又は、不当に干渉
これらの行為は禁止

検討委員会での主な意見

《戸別訪問について》

住民間の活発な投票運動が
期待できる有効な手段と考
えるべき

検討委員会での主な意見

罰則は必要か？

罰則を設けると、活発な投票運動
の妨げになるおそれ

罰則は設けず、住民の節度あ
る行動にゆだねることも必要

検討委員会での主な意見

選挙との同日実施の場合
どのような投票運動が
可能か整理することが必要

(3) 誰が投票できるの？

投票資格者名簿は、
選挙管理委員会が作成

発議資格者
と同じ

検討の方向性

投票資格者は、
自分の登録内容を
確認することが可能

検討委員会での主な意見

《外国人市民の名簿登録について》

事前登録制

…登録の機会を逃がしてしまうおそれ

投票資格者名簿に**自動的に登録**される仕組みが望ましい

各ステップにおける論点

投票

ステップ3

(1) 誰が投開票事務を執り行うの？

(2) 具体的な投開票の仕組みは？

(1) 誰が投開票事務を執り行うの？

市長が執行

投開票事務は、**選挙管理委員会**へ委任

検討の方向性



(2) 具体的な投開票の仕組みは？

選挙の手続きを基本として実施

検討の方向性



各ステップにおける論点

投票後

ステップ4

(1) 何をもって成立とするの？

(2) 投票結果はどう生かされるの？

(3) 再発議はできるの？

(1) 何をもって成立とするの？

成立要件を設けることについて
両論あり

不成立となっても、投票結果は公表することが望ましい

検討の方向性



検討委員会での主な意見

成立要件が**必要**と考える理由

尊重義務が生じることを考慮すれば、一定の要件が必要

あまりに**低い投票率**で得られた結果を住民の総意とすることへの懸念

検討委員会での主な意見

成立要件が**不要**と考える理由

諮問型であり、拘束力がないことを考慮すれば、必要性が低い

成立要件を設けることにより、**ボイコット運動**を誘発するおそれ

検討委員会での主な意見

不成立となった場合 投票結果は公表すべきか？

住民の「**知る権利**」を保障

期待感の喪失を避ける必要

結果の位置付けを明確にして公表

(2) 投票結果はどう生かされるの？

議会及び市長は、
住民投票の結果を
尊重

検討の方向性



尊重義務とは…

投票結果を慎重に検討し、
これに十分な考慮を払いながら、
議会や市長は意思決定を行う。

(3) 再発議はできるの？

検討の方向性



再発議の制限期間を設けることについては、

両論あり

検討委員会での主な意見

制限期間が**必要**と考える理由

住民投票後、直ちに同一事案の住民投票が行われたのでは、**混乱を生じる**

住民投票の結果は、単なる多数意見ではなく、**住民の総意**

検討委員会での主な意見

制限期間が**不要**と考える理由

同一事案であることを判断できるか疑問

議会と市長は、状況等の変化が生じた場合、**自らの判断で変更することが可能**であるため

詳しくは・・・

『住民投票制度の
論点と考え方』
をご覧ください。

～ 川崎市住民投票制度検討委員会 ～